

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準
 発生原単位の全部を改正する告示新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位</p>		<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位</p>	
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位は、次の表のとおりとする。</p>		<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(以下「判断基準省令」という。) 第三条第二項の主務大臣が定める期間は、平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間(以下「期間」という。) (基準発生原単位)</p>	
業 種	期 間	業 種	基準発生原単位
肉加工品製造業	平成26年4月1日	肉加工品製造業	113kg / 百万円
牛乳・乳製品製造業	から平成31年3月	牛乳・乳製品製造業	108kg / 百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	31日まで	水産缶詰・瓶詰製造業	480kg / 百万円
野菜漬物製造業		野菜漬物製造業	668kg / 百万円
味噌製造業		味噌製造業	191kg / 百万円
しょうゆ製造業		しょうゆ製造業	895kg / 百万円
ソース製造業		ソース製造業	59.8kg / t
パン製造業		パン製造業	194kg / 百万円
麺類製造業		麺類製造業	270kg / 百万円
豆腐・油揚げ製造業		豆腐・油揚げ製造業	2,560kg / 百万円
冷凍調理食品製造業		冷凍調理食品製造業	363kg / 百万円

そう菜製造業	403kg / 百万円
すし・弁当・調理パン製造業	224kg / 百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg / 百万円
各種食料品小売業	65.6kg / 百万円
菓子・パン小売業	106kg / 百万円
コンビニエンスストア	44.1kg / 百万円
食堂・レストラン（種類を中心とするものを除き、すし店を含む。）	152kg / 百万円
食堂・レストラン（種類を中心とするもの限り、そば・うどん店を含む。）	175kg / 百万円
居酒屋等	152kg / 百万円
喫茶店	108kg / 百万円
フアーストフード店	108kg / 百万円
その他の飲食店（フアーストフード店を除く。）	108kg / 百万円
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg / 百万円
結婚式場業	0.826kg / 人
旅館業	0.777kg / 人
その他の畜産食料品製造業	平成27年8月1日 501kg / t
食酢製造業	から平成32年3月 252kg / 百万円
菓子製造業	31日まで 249kg / 百万円
清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出る	429kg / t

そう菜製造業	403kg / 百万円
すし・弁当・調理パン製造業	224kg / 百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg / 百万円
各種食料品小売業	65.6kg / 百万円
菓子・パン小売業	106kg / 百万円
コンビニエンスストア	44.1kg / 百万円
食堂・レストラン（種類を中心とするものを除き、すし店を含む。）	152kg / 百万円
食堂・レストラン（種類を中心とするもの限り、そば・うどん店を含む。）	175kg / 百万円
居酒屋等	152kg / 百万円
喫茶店	108kg / 百万円
フアーストフード店	108kg / 百万円
その他の飲食店（フアーストフード店を除く。）	108kg / 百万円
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg / 百万円
結婚式場業	0.826kg / 人
旅館業	0.777kg / 人

ものに限る。)		332kg / 百万円
給食事業		
【備考】		
<p>1 この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）別記様式の備考4に規定する業種をいう。</p> <p>2 この表の基準発生原単位の欄において「kg/百万円」とは、売上高百万円当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいし、「kg/人」とは、製造数量（t）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいし、「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいう。</p>		
【備考】		
<p>1 この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号）別記様式の備考4に規定する業種をいう。</p> <p>2 この表の基準発生原単位の欄において「kg/百万円」とは、売上高百万円当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいし、「kg/人」とは、製造数量（t）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいし、「kg/人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいう。</p>		